

議案第82号

大崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び大崎市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年6月30日

大崎市議会議長 相澤孝弘様

提出者	大崎市議会議員	山村康治
賛成者	〃	佐藤和好
〃	〃	氏家善男
〃	〃	小沢和悦
〃	〃	富田文志
〃	〃	佐藤勝
〃	〃	山田和明
〃	〃	山口壽

## 大崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大崎市議会議員定数条例（平成25年大崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「28人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。